12 還付請求する場合について

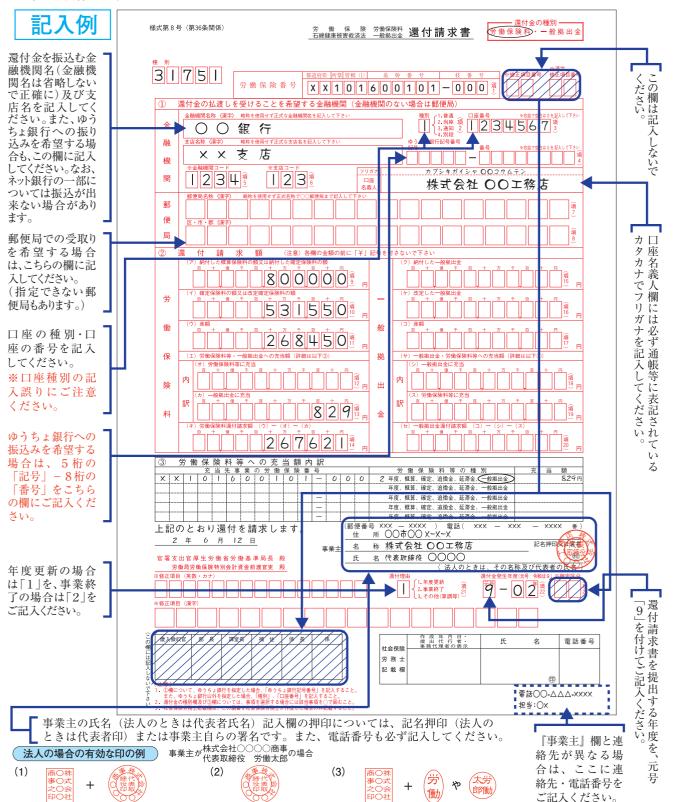
◎ 還付金の請求について

記入例4のように概算保険料および一般拠出金への充当後に還付が生じる場合は、「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出してください。

- ◎ 「労働保険料・一般拠出金還付請求書」の取得方法について
 - ①次のページの様式を切り離して使用できます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)
 - ②厚生労働省HP(右のQRコード、または「労働保険関係各種様式」で検索してください。)から ダウンロードできます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)



③労働局又は最寄りの労働基準監督署にあります。 なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒を同封の上、「労働保険料・一般拠出金還付請求書が必要」である旨を記載し、送付してください。



労 働 保 険 労働保険料 還付請求書

選付金の種別 労働保険料・一般拠出金

3 <u> </u> I		5 1	学	働 保	降 君	15 号	都這	直府県 戸	掌 管車	書 (1)	<u>_</u>	長 幹	* 番	· 号		枝 	番	号 項		修正項目	∃番号	修正項目
1		金の払渡し								金融	機関	のな	いけ									
金	金融	機関名称〈漢字	字〉 略称	を使用も	ず正式	な金融	機関名	を記入して	下さい				7	種別		座 堚	į 🗀	番号		※右 	詰で空白は	0を記入して7 項 3
															~4.万							<u>_</u> 3
融	支店	名称〈漢字〉	略称	を使用も	ず正式	な支店	名を記ん	入して下さ	U)					♪うちょ 2号	銀行記号	号番号	_	番号		※右	詰で空白は	0を記入して7
機		A = 1.100 PD																				
関	*:	金融機関コード	項		※支店 		項	ì		フリカ												
120	L		5		<u> </u>					名義												
郵	郵	更局名称〈漢字 	〉 略	称を使用	せず正記 】 】	式名称で	種〇〇*	3便局まで記	記入して	下さい 												
便																						
局		・市・郡〈漢字	,																			
2	還 (ア	付 う納付した概算	水 保除料	額 の額マは	:納付			闌の金額 	の前に	[¥] 	記号を	付さ		で下さ 納付し								
		百十億	# T	THE COLUMN TWO IN THE COLUMN T	+	万		+	円 頃				Γ	百 十	億		百		万	手 <u>音</u>	<u> </u>) 項
							,			. 円			L	<u> </u>						,		15
労	(1)確定保険料 <i>0</i>)額又はā ¬ [^千]	坎定確定 ┌ ^百 ┐┌	:保険料 + -	+の額 万 - - 1 □	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		_			改定し <u>百</u> 十	た一般: 一億 フロ	则出金 11	· 百		万一厂	<u> </u>	<u> </u>	
		,					, _		1(門										,		項 16 」
働	(ウ)差額 百 <u>十</u> 億	Ŧ	重,	+	万	f	<u> </u>	円		般			差額 百 <u>十</u>	億	Ŧ	直		万一,	千 , 译	<u> </u>	, <u> </u>
				$\ \ $					1000	門												(q 17
保険	(I	L											以下③)									
		(オ) 労働保険	料等に充			 万	-	百十	 	\Box				シ)一fi - T	ひり とり	に充動	当 <u></u> 一 百		 万		百十	
	内									項 12) 円	出	P	内									
	=□	(カ) 一般拠出 百 +	 金に充当 億 +	<u>- —</u> á	+	'		百 +	<u> </u>			_		ス)労働		<u>ー</u> 等に3	<u>一 —</u> 5当 =	+			百 +	 `
料	訳									(項 13) 円	金	ı	尺			$\neg \Gamma$	$\neg \Gamma$					
	(+		」 量付請求額	<u>」</u> 類 _(ウ)	, <u>—</u> (:	<u>ー ー</u> オ)ー	اول (カ)			<u>∨ 円</u>		-	(セ)	L _一般拠	<mark>——</mark> 」 出金還	—」 付請求	額_(:	ا,ا 1) _—	(호) -	<u> </u>	 	
		_百 + 億	רוֹן			73		1	円 第 14				Γ	1 +	億	+		┌┼		╧	`	項20
			<u> </u>		<u> </u>		, <u></u>			円			L		,		<u> </u>			,		
3	労値	勧保険料										ż	労	协保	険 料	等(の 種	別			充:	当 額
								_						算、確定								
					 									算、確定 算、確定 算、確定								
		-			ļ					<u> </u>				算、確定 ::								
L = 1	のし	<u> </u>	 	≡≢ √l`	1 7	<u> </u>		<u> </u>	(垂)	<u> </u>	3	年度	、概 —	算、確定		金、發 電話		一般	処出金 —			
上 記し	毎	おり還1 _月	ነ	日日	U a	5 9	0				所											
			W 2001 (1)					事業		名	称										記名: -	押印又は
		厚 生 労 働 省 予働保険特別会							_	氏	名				()	去人の	りとき	は、	その4	<u></u> 名称及	び代表	者の氏
※修正項E			<u> </u>			_ ,			- -			還付 「	理由	(1.年	度更新						: 令和は	9) ※徴定
														1	ネーバ 業終了 の他(算	調等)	(項 21 ()	76.75	_		年項22	
修正項目	∃(漢≒	字) 					7					7			1				1			
歳入徴り	l⊽¢	部長	課室長	[佐	係	 E	係						作	成年出代	月日		1				
成人钗	1.4.6	त्र पप	林王技	1開	ŀΈ	ホ	双	1#	\dashv		社	t会保	:険 -	提 事系	出代 代	行 者 者の表	示		氏		名	電
												務										
											高	3 載	欄									(1)
注意〕		、ゆうちょ銀行を				AD /- :		□ #.=□ 1	ナファし													U)

(注意事項)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第41条第1項及び石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項において、保険料及び一般拠出金の還付を受ける権利は、行使することができる時から2年を経過したときは時効によって消滅する旨規定されております。

したがいまして、事業主のみなさまにおかれましては、本請求書をできる限り早めに作成 していただき、所轄都道府県労働局あて御提出いただきますようお願いいたします。

なお、行使することができる時から2年を経過した後に、本請求書を御提出いただいた場合は、還付を受けることはできませんので御注意ください。

御不明な点等がございましたら、所轄都道府県労働局までお問い合わせください。